

## 最低賃金について

最低賃金の全国平均が初めて千円台に乗せ、岸田首相は2030年代半ばまでに1,500円を目指すと表明するなど、このところ最低賃金に関するニュースが目立ちます。そこで、今回のCBCANEWSで最低賃金について、改定プロセスや実賃金への影響など簡潔にまとめてみます。

### ✚ 最低賃金の概要

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金には、ニュース等で報道される都道府県別の「地域別最低賃金」のほか、産業の労使が地域別最低賃金よりも高い水準で最低賃金を定めることが必要と認めた場合に設定される「特定（産業別）最低賃金」があります。（詳細は割愛します。）

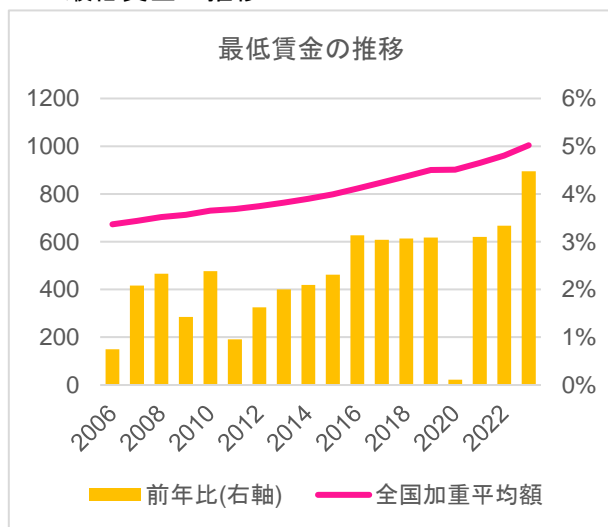
### ✚ 地域別最低賃金の改定プロセス

地域別最低賃金は毎年改定されます。改定額は7～8月頃決定し、10月頃に実施されます。厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会は、全国をランク分けし、それぞれの改定額の目安を提示します。これを受けて各地方最低賃金審議会が調査・審議し、各都道府県別の最低賃金を決定・答申します。答申の結果は中央最低賃金審議会に取りまとめられ、全国加重平均額が算出・公表されます。

2023年の場合、東京都などのAランクは41円、福岡県などのBランクは40円、沖縄県などのCランクは39円と、中央にて引上げ額の目安が示されました。その後の各地方における審議の結果、それぞれ47円～39円の引上げとなり、全国加重平均額では43円引上げの1,004円となりました。47円の最高引上げ額は、島根県（B）と佐賀県（C）の2つでした。東京都（A）は41円と目安通りでした。この例からも分かるように、必ずしもABCのランクの目安に沿った引上げ額となる訳ではありません。ちなみに、最低賃金が最も高いのは東京都の1,113円、最も低いのは岩手県の893円です。

なお、昨年まではABCDの4ランク分けとなっていましたが、今年よりABCの3ランク分けに変更されました。

### ✚ 最低賃金の推移

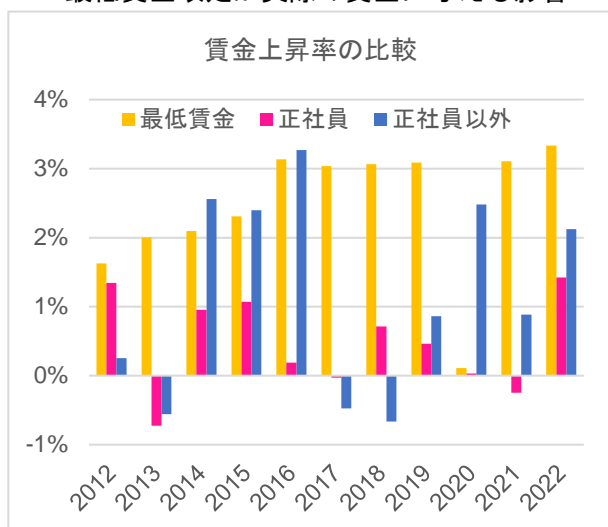


(出所)厚生労働省

最低賃金の全国加重平均額の推移を、左のグラフで見てください。最低賃金額は毎年引き上げられ、特に近年は、新型コロナの影響を強く受けた2020年を除き、年3%以上の高い上昇率が続いています。

近年の消費税増税や社会保険料の負担増、足下の物価高などを考えると、実質的な賃金は小幅な改善に留まっているかもしれません。だとしても、賃上げが進まない日本において、最低賃金が過去それなりの勢いで上昇していることは注目に値します。

## 最低賃金改定が実際の賃金に与える影響

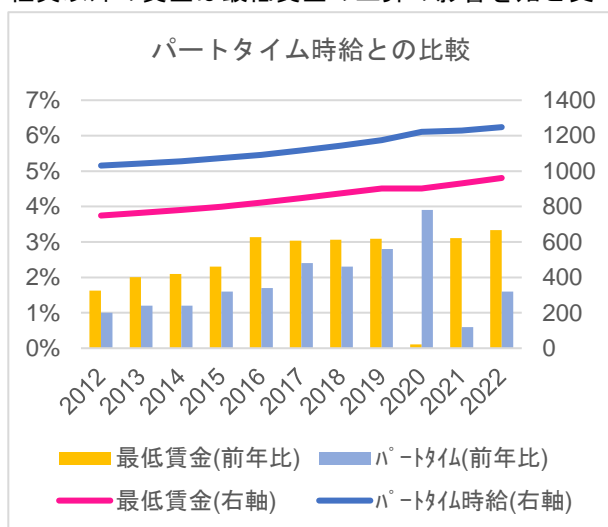


(出所)厚生労働省:賃金構造基本統計調査

では最低賃金の上昇は、実際の賃金水準にどのような影響を与えているのでしょうか。左のグラフは、最低賃金(全国加重平均額)と、正社員・正職員および正社員・正職員以外(いわゆる非正規社員)の賃金上昇率を比較したものです。

まず正社員の方です。毎年の上昇率は0~1%程度に留まっており、殆ど上昇していません。最低賃金の上昇率とはかなりの開きがあります。この統計における正社員の賃金を時給換算すると2,300円程度に推計されるのですが、約1,000円の最低賃金とはかなりの差があることから、正社員の賃金は最低賃金の上昇の影響を全く受けていないと想像されます。

次に正社員以外の方です。毎年の上昇率はバラつきがあり、総じて正社員よりは上昇しているものの、最低賃金の上昇率とはまだ開きがあります。この統計における正社員以外の賃金を時給換算すると1,500円程度に推計されるのですが、約1,000円の最低賃金とはそれなりの差があることから、正社員以外の賃金は最低賃金の上昇の影響を殆ど受けていないと想像されます。



(出所)厚生労働省:毎月勤労統計調査

今度はパートタイムの時給と最低賃金を比べてみます。時給の毎年の上昇率は1~3%程度で、最低賃金の上昇率に近いものとなっています。両者は価格差280円前後をキープしながら、平行に上昇しているように見えます。最低賃金の時給押し上げ効果がどの程度かは分かりませんが、その水準から判断してパートタイム時給は最低賃金の改定の影響を受けやすいと想像されます。

結論として、過去の最低賃金の改定は、あくまで賃金水準の低いパートやアルバイトの時給に影響を与えたに留まり、正社員や非正規社員の賃金にはほぼ無関係だったと想像されるでしょう。

さて、岸田首相は2030年代半ばまでに最低賃金1,500円を目指すとしていますが、最低賃金が1,200円を超えてくる6年後頃になれば、非正規社員の賃金にも影響を与える可能性が高まるでしょう。財界の反発は今の比ではないと想像されますが、政府は強い姿勢で取り組むことができるのでしょうか。少し先の話ではありますが、官主導の賃上げがどこまで可能なのか、注目したいところです。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒105-0012  
東京都港区芝大門 1-1-32  
御成門エクセレントビル 8階

TEL : 03-6459-0161 FAX : 03-6435-7717  
mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先